

くらし

障害年金 受給に「壁」

集団訴訟 きょう判決

任意時未加入 救われず

公的年金には、障害を負った場合、年金を受給する年齢に達する前でも障害年金を受け取れる制度があります。ただし、年金制度に加入していなかったり、保険料を長期間滞納していたりすると、受給できません。学生時代の年金未加入が原因で、障害基礎年金を支給されなかった人たちが起こした訴訟の判決が24日に言い渡されます。年金加入期間に空白がある会社員の主婦らにも同様の問題が生じています。判決を前に、この問題について考えます。

(浜田陽太郎)

元学生

- 無年金障害者の内訳(02年7月現在、厚労省推計)
- ・強制加入の対象者で未加入・保険料滞納 91000人
 - ・強制加入(91年4月)になる前の学生 4000人
 - ・強制加入(86年4月)になる前の3号被保険者 20000人
 - ・82年1月に国民年金の国籍要件が撤廃される前の外国人 5000人

東京都内に住む元大学教授の岡村三郎さん(72)は、自分の年金から長男佳明さん(39)の国民年金保険料(月額1万3300円)を払い込む時、「納得できない」という思いを新たにします。

佳明さんは86年、脳腫瘍が原因で体の自由を失った。22歳、大学4年生だった。三郎さんが障害年金の存在を知ったのは88年。佳明さんが1級の障害者と認定された時だ。受給を申請したが、「国民年金に未加入なので支給できない」と社会保障事務

所に拒否された。もし、障害基礎年金の受給者であれば、佳明さんの場合、年約100万円

要件満たさぬ長い空白

静岡県内に住む主婦のAさん(56)は、5年前から車いすの生活を送っている。障害基礎年金を支給されていない。14年前、生命保険会社の営業所でアルバイトとして約9カ月間働いたことが原

「0号」主婦

因だ。生保会社がAさんを厚生年金に加入させたが、会社員の妻で、自分が国民年金で、疑わなかった。Aさんはア

奈良県の青木久馬さん(72)ら社会保険労務士は3年前に、NPO「障害年金支援ネットワーク」(0120・956・1

こんな重いペナルティがあることは、まったく知らされていなかった」と三郎さん。現在のような強制加入になったのは91年からだ。佳明さんら全国の無年金障害者は01年、「任意加入の時に障害を負ったために、障害基礎年金を支給されないのは法の下の平等や生存権を保障した憲法に反する」として、国に年金の支給と損害賠償を求めて集団訴訟を提起した。現在、9地裁で約30人が係争中だ。国は「未加入の人に支給すれば、制度は成り立たなくなる」と主張。24日、東京地裁で初めての判断が出る。

佳明さんは裁判で、「初診日」を、倒れた22歳ではなく、脳の腫瘍が原因で視力が急激に悪化して診療を受けた18歳の時点と認定することも求めている。20歳前なら年

19)を設立した。約40人の社労士が相談を受けて、これまで約1400件の請求を支援し、約50件の支給を実現させた。このうち3件は、不支給決定を覆して勝ち取ったものだ。医師を含め、障害年金が受け取れる制度を知らない人は多いという

請求では、肝硬変や糖尿病など長い間かかって進行する病気の場合に、初診日を確定するのが難しいことが壁になるとい

初診日の確定に難しさ

障害年金は、体や心の障害で十分に働けなくなった時、生活を支える安全網だ。国民年金加入者の場合、1級の人の障害基礎年金は年額約100万円、2級は約80万円が受け取れる。共済年費や厚生年金の加入者の場合、保険料や加入期間に応じて上乗せされる。現在、約180万人が受給している。

めには、障害の原因となった傷病で初めて受診した初診日の前々月までの加入期間のうち、①保険料を滞納した期間が3分の1を超えない②過去1年間に滞納がない、とい

う要件のいずれかを満たす必要がある。要件を満たせずは無年金になった障害者は、厚生労働省の推計で約12万人

19)を設立した。約40人の社労士が相談を受けて、これまで約1400件の請求を支援し、約50件の支給を実現させた。このうち3件は、不支給決定を覆して勝ち取ったものだ。医師を含め、障害年金が受け取れる制度を知らない人は多いという

請求では、肝硬変や糖尿病など長い間かかって進行する病気の場合に、初診日を確定するのが難しいことが壁になるとい

請求では、肝硬変や糖尿病など長い間かかって進行する病気の場合に、初診日を確定するのが難しいことが壁になるとい